

平成 26 年 11 月 10 日

冬季における全米販の節電対策について

全国米穀販売事業共済協同組合

政府ならびに電力会社は、引き続き電力供給力の確保に最大限の努力を続けることとしておりますが、発電所等の計画外停止による電源脱落リスクなど、不測の事態も懸念されます。

そのため、東京電力管内においても、現在定着している節電の取組みが国民生活や経済活動等への影響を極力回避した無理のない形で確実に行われるよう、自主的な節電が要請されております。

つきましては、本組合の冬期 節電対策を次の通り実施します。

今冬季の節電要請には数値目標は付けられていませんが、地球温暖化防止策と併せて、ご理解とご協力をお願い致します。

1. 実施期間

- ① 実施日 平成 26 年 12 月 1 日(月) ～ 平成 27 年 3 月 31 日(火)
- ② 実施時間 平日の午前 9 時～午後 9 時

2. 節電対策

(1) 空調

- ① 暖房時の設定温度は原則として 20℃とします。
(参考：環境省の設定目途温度：政府機関 19℃、民間 20℃)
- ② 効率的な暖房効果を図るため、扇風機やサーキュレーターの併用を推奨します。

(2) 照明

- ① 蛍光灯・ダウンライトの間引きを継続します。
- ② 必要スペースおよび使用時以外の消灯を徹底します。

(3) エレベーター

- ① 集中使用時を除き、原則として 1 機のみを継続します。
- ② 階段の使用を推奨します。

(4) その他

- ① パソコンや複合機（コピー、FAX等）の省エネ設定を継続します
- ② トイレ器具、洗面周り（温水器等）の省エネ設定を継続します。

以上